

Title	近世後期対馬藩日朝貿易の展開：安永年間の私貿易を中心として
Sub Title	Development of Japan-Korea trade by Tsushima-Han (対馬藩) in the late Edo (江戸) Period : focusing on private trade during the Anei (安永) Era
Author	森, 晋一郎(Mori, Shinichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.3 (1986. 11) ,p.109(371)- 150(412)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19861100-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世後期対馬藩日朝貿易の展開

—安永年間の私貿易を中心として—

森一郎

はじめに

近世対馬藩日朝貿易に関する研究は、田代和生氏『近世日朝通交貿易史の研究』刊行によつて近年非常に進展してきている。ところが近世後期（ここでは一八世紀中葉以降を指すものとする）の衰退期の私貿易に関する研究は、田代氏の一部の研究・鶴田啓氏の研究の他、二三の論文以外には依然あまりなされていないようと思う。

対馬藩にとって貿易が「知行」の一部である以上、その衰退は「知行」の減少に等しい。安永五（一七七六）年、対馬藩は、私貿易は「断絶」したとして、幕府からその代替の永続御手当金一万二、〇〇〇両の下賜（毎年）を受けるが、実は私貿易「断絶」は藩当局による全くの虚構であり、当時私貿易はかなりの規模で行われており、実

態は明治初年の明治政府による倭館接收まで綿々と続けられていた。対馬藩は何故私貿易「断絶」という虚構を案出したのであらうか。本稿ではこの問題を通じて、近世後期の日朝貿易、特に安永年間を中心とした私貿易の実態を究明していきたい。

一 私貿易衰退の経緯と藩財政の窮乏

(1) 私貿易の衰退

一七世紀末の元禄年間、極盛期を迎えた私貿易も宗義方代〔元禄七（一六九四）～享保三（一七一八）年〕の半ば、正徳年間には低迷はじめ、「既ニ身代之出入甚不都合仕、国内難相保機相見候（3）」という状況に陥いつた。

正徳三（一七一二）年、対馬藩は東萊府（4）に貿易に関する次の内容の書を送つてゐる。「近年開市に出入する商

人が減り、人参は品質が劣悪になり、薬用に堪えない程度で、北京貿來の白糸・反物は数が既少で更に粗悪品が多い。これは誠信という当初の開市（私貿易のこと）の意にもとるものであり、よくよく事情を察してほしい」これに対して、東萊府使李明浚からの返答は、「人参貿易は次第に利益がなくなり、白糸・反物は元来自國産ではない。品質が劣り、数量が減少するのは自然のなり行きであつて、商人の非とするることはできない」というものである。つまり、このやりとりでも明らかなように、この時期既に人参や北京貿來の白糸・反物は輸入量が減少し、更に品質も劣悪になつていていたことがわかる。しかし正徳年間までは、ともかくも貿易利潤はかなり存在しており、また逆にこの頃より次第に借金も生じてきたといふ。

続く宗義誠代〔享保三（一七一八）～同一五年〕・方熙代〔享保一五～同一七年〕に相当する享保年間には正徳年間の正徳銀にひき続き良質の享保銀（品位八〇%）が年々およそ一、〇〇〇貫を優に越す量が輸出されていく（表1参照）。この量は元禄期に比し半減してはいるものの、私貿易がかなり活発に行われていたことを示している。また現に享保五・六（一七二〇・一七二一）年のは

開市率は八〇・六%、七一・四%と高く、やむを得ない事情（雨天・国忌など）による中止を除けば、開市は毎回行われていたといえる。⁽¹⁰⁾ 私貿易不振が深刻化し、藩財政が本格的に逼迫しだすのは次の宗義如代〔享保一七（一七三二）～宝暦二（一七五二）年〕の元文期以降であるといえよう。

元文～寛延年間には藩財政は「不手廻し頂上」⁽¹¹⁾という状況に陥つた。延享三（一七四六）年七月には「交易利潤なく勝手向難渋」を理由に一万両の拝領（毎年）を幕府から受けることになるのである〔寛延三（一七五〇）年停止〕。この時一つの資料として幕府に、『交易銀諸色並シ一ヶ年之積書』を提出している。これによれば私貿易は元銀高一、四一七貫五〇〇目、都合利潤一、四八四貫九〇匁六分と計上されており、わずか六六貫五九〇匁六分の利益が残るだけであり、失利の状況にあつたことが窺える。⁽¹²⁾

更に貿易不振に大きく拍車をかけたのが輸出銀停止の問題である。⁽¹⁴⁾ 対馬藩による朝鮮への銀輸出は長崎貿易に比してはるかに大量の慶長銀（品位八〇%）が輸出されていた。ところが、元禄八（一六九五）年の元禄銀改鑄（品位六四%）による品位の低下以降、輸出銀は様々な問題

表 1 享保 16 (1731) 年～宝暦 2 (1752) 年輸出銅買入状況と銀輸出高

近世後期対馬藩日朝貿易の展開

一一一
二二二
三七三

	* ¹ 銅輸出許可高	* ² 銅買入高	* ³ 銅買後残高	* ⁴ 銀輸出高
享保 16 (1731)	100,000斤			1,590貫目
17 (1732)	"	不 明	不 明	1,010
18 (1733)	"			700
19 (1734)	"	30,000斤	70,000斤	770
20 (1735)	"	45,000	55,000	950
元文元 (1736)	"	85,000	15,000	430
2 (1737)	"			485
3 (1738)	"			770
4 (1739)	"			595
5 (1740)	"	不 明	不 明	910
寛保元 (1741)	"			750
2 (1742)	"			450
3 (1743)	"			110
延享元 (1744)	"			500
2 (1745)	"			250
3 (1746)	"	(計)164,000斤	(計)536,000斤	260
4 (1747)	"	1ヶ年平均凡	1ヶ年平均凡	270
寛延元 (1748)	"	23,429斤	76,571斤	100
2 (1749)	"			310
3 (1750)	"			196
宝暦元 (1751)	「御免之儀・ 不奉願」	不 明	不 明	110
2 (1752)				10

典拠) *1～3 田代和生「対馬藩の朝鮮輸出銅調達について」(『朝鮮学報』66輯, p. 164, 184), 『朝鮮渡銅御願記録』(国立国会図書館所蔵宗家記録)。*4 田代『近世日朝通交貿易史の研究』(p. 325)

を抱えることになる。宝永三（一七〇六）年、宝永銀改鑄時は幕府から元禄銀に無歩で引き替えることを許され、また正徳二（一七一二）年からは特鑄銀（品位八〇%）の铸造が行われた。更に正徳・享保銀（それぞれ品位八〇%）、元文期特鑄銀（品位八〇%）と輸出丁銀はめまぐるしく変遷するが、前述のように正徳・享保年間を通じておよそ一、〇〇〇貫以上の銀が輸出されており、安定していたことがわかる。ところが元文元（一七三六）年、元文銀（品位四六%）改鑄に伴って從来の無歩による引替が中止され、これ以降從来の引替高一、四一七貫五〇〇目（人参代六〇〇貫・交易代八一七貫五〇〇目）の内五〇〇貫程度しか引き替えることができず、以降延享四（一七四七）年、四四七貫二九六匁・寛延三（一七五〇）年、六〇〇貫目・宝暦四（一七五四）年、五〇〇貫目の三回のみで引替は中止になるのである。表1でこの時期の輸出銀の数量をみると、元文期以降激減していることがわかる。寛保・延享期には更に停滞し、寛延年間には平均二〇〇貫程度の輸出量が認められるのみである。銀が輸出総額の過半を占めていたことを考えれば、当時の私貿易の衰退は一目瞭然である。銀に変つて輸出品の主役になる銅の調達も延享・寛延年間には極め

て不振である（一年間平均二万三、四二九斤）ことが同じく表1によつてわかる。つまり延享・寛延期の私貿易は非常に深刻な状況に陥り、藩財政はまさに「不手廻し頂上」という状態であったと判断できる。

更に宗義蕃代〔宝暦二（一七五二）～同二二年〕には私貿易の資金繰りにも差支えるようになつた。『通航一覽』には「宝暦元辛未年、朝鮮國江交易之儀を申遣商訖より請書漢文覚」という興味深い史料が所収されている。これによると、「人参はもともと我国（朝鮮——筆者注）の産物だが、近年生産が乏しくそのため段々と値上がりしている。……銀并銅を余計に廻してくれれば、商売の大慶であり以後努力しよう。貴国（対馬）も料簡をもつてくれれば、人参は今年より明年三月までにすべての斤数⁽¹⁷⁾を送り渡そう」という内容であり、その後に白糸二万斤を明年より、綬物（反物）三万匹と薬材（薬種）三万斤を今年より明年までそれぞれ送り渡すとしている。しかしこれら輸入品の数量は当時としてはあまりに多く（薬材は除いて）実数からかなりかけ離れているようと思える。この数量が全て輸入されたとは到底信じ難い。⁽¹⁸⁾私貿易における人参の輸入量は、寛延元（一七四八）年の時点で七六斤、同三年には四三斤と減退し、もはや

⁽¹⁹⁾ 私貿易における人参の輸入量は、寛延元（一七四八）年の時点で七六斤、同三年には四三斤と減退し、もはや

昔日の人参貿易の面影は皆無であった。宝暦十(一七六〇)年には、新任の倭館館守平田内膳が九月四日茶礼⁽²⁰⁾の席上、東萊府使に対し、「参路之儀者壅塞同様」と訴えた

のをかわきりに、以後数回人参に関する館守と両訳との問答が行われている。これによれば、「……古來⁽²¹⁾別貿易之方ニテ上用相済来候得共、近來入送之人參別而品劣ニ有⁽²²⁾而無之候而者不相叶義⁽²³⁾ニ而入送之内相成、上用人参之儀者揃參ニハ相繕候處、右之通品劣ニ有之候上入送方乏敷、第一近年参路致壅塞居、唯今ニ壅塞同様ニ而候得者、別而日本向拠底ニ有之、於対州不安氣成儀共御座候……」とあり、上用人参（幕府への献上人参。参勤交代ごとに五斤宛献上）にもこと欠く程、輸入量が減り品質も低下しており、「古來⁽²⁴⁾者參価之儀抜群ニ相増、只今ニ而者申組不相調候」状況であったことがわかる。

更に銀の輸出は宝暦一(三)年には停止する（表1参照）。当時の開市率をみても、宝暦十(一七六〇)・十二年にはそれぞれ四〇%と後退している（図1参照）。当然藩財政の逼迫の度合も激しく、宝暦四年から十一年までの八年間に、私貿易利潤減退に伴う「勝手向難渋」を理由に合計六万五、〇〇〇両もの拝借・拝領を受けてい

る⁽²⁵⁾。

自然明和年間の宗義暢代〔宝暦十二(一七六二)〕と永七(一七七八)年には、藩財政は更に悪化した。すなわち「……猶以交易手切ニ及速々身上之逼迫ハ増々畠累仕、既ニ身代実以全不相立ルニ決定仕、家中撫育も難相成⁽²⁶⁾」状態に陥り、明和七(一七七〇)年には幕府から毎年三〇〇貫目宛の拝領を受けることになった。ところが、同年にこの三〇〇貫目拝領とは別に翌年より三か年分の合計九〇〇貫目の前借を願い許されている（すなわち翌明和八年から九か年の間は一二〇〇貫目宛拝領を受け、差引一〇〇貫目は上納にあてる）。これをみても、当時の藩財政が私貿易の衰退により明らかに逼迫した状態にあつたことがわかる。

当時の藩財政が輸出品の支入れにも差支える程の困窮状態にあつたことは、銅の調達状況⁽²⁷⁾によつて容易に推察できる。明和三(一七六六)年に大坂銅座が復活⁽²⁸⁾し、対馬藩の日朝貿易輸出銅は再びこの銅座の支配下に入つた。これは年々願高を幕閣に要求し、許可を得、その限度内の銅しか買入れることができない仕組みである。表2によつてわかるように、明和四(一七六七)六年の三年間の銅調達高は年平均四万九、二〇〇斤と少なく、明和三年に酢

表2 明和4（1767）年～天明元（1781）年輸出銅買入及び輸出状況

	許可高	買入高	* ¹ 残高	残高累積	* ² 輸出高
明和4（1767）	15万斤	4万300斤	10万9,700斤	10万9,700斤	2万88斤
5（1768）	10万	5万5,000	4万5,000	15万4,700	12万3,165
6（1769）	14万	5万2,300	8万7,700	24万2,400	6万5,110
7（1770）	4万斤 は銅とし て許可	16万4,600	21万7,800	11万4,700	11万4,700
8（1771）	"	7万2,105	6万7,895	28万5,695	1万4,800
安永元（1772）	"	2万900	11万9,100	40万4,795	4万9,200
2（1773）	"	17万580		37万3,945	6万3,200
3（1774）	10万	13万9,000		33万4,945	12万507
4（1775）	"	13万500		30万4,445	5万8,909
5（1776）	"	3万8,000	6万2,000	36万6,445	13万2,054
6（1777）	"	8万6,900	1万3,100	37万9,545	8万7,718
7（1778）	"	10万		"	?
8（1779）	"	"		"	7万5,983
9（1780）	"	"		"	?
天明元（1781）	"	"			4万6,940+α
合 計		136万4,055斤	—	37万9,545斤	97万2,453斤 +α
年 平 均		9万937斤	—	—	7万4,804斤

典拠) 輸出高は『館守毎日記』(国立国会図書館所蔵宗家記録)による。他は田代和生「対馬藩の朝鮮輸出銅調達について」(『朝鮮学報』66輯 p.186)の表を改作。

註) *¹ (残高)=(許可高)-(買入高), *² 輸出高については1斤未満切捨。

屋孫四郎など御用商人の代価融資による自由な調達が中止され、大坂銅座から即銀で調達することになるや、途端に買入れが困難になつたためと考えられる。しかし明和五年の実際の銅輸出高は、十二万三、一六五斤と許可高をも越える程の値を示している。これは恐らく明和二年以前酢屋などからの調達残銅と思われる。また明和七年に前三年に比し、十六万四、六〇〇斤と三倍以上の調達ができたのは前述の通り、この年七月からの三〇〇貫目拝領、及び九〇〇貫目の拝領銀前借による資金獲得成功によるものとみてまちがいなかろう。その後明和八年は七万二、一〇五斤、翌安永元（一七七二）年には二万九〇〇斤と落ち込むが、同一年から四年までの三年間は年平均十四万六、七八三斤余と、買後れ残高も含めかなり順調に調達が行っていた。

ところが「心力之限相尽、交易之道を開、……千変万化相尽候得共、朝鮮國時体翻齡仕……先祖以來湊々之困窮落重り誠炉上之雪之如減り尽候期^与罷成、既ニ參勤交代之手當も無御座、公貿易之諸品取廻し方不如意ニ罷成³²」として、安永五年ついに永続御手当金一万二、〇〇〇両を幕府から年々拝領することに成功するのである。この点は章を改めて詳しく述べることとした。

(2) 私貿易衰退の原因について

次に私貿易衰退の原因を明和・安永期に焦点をあてて考えてみたい。先ず朝鮮側における原因、続いて日本側の原因について考察することとする。

〈朝鮮側の問題〉

- ① 朝鮮側にとって対日貿易は基本的に不利である。
- ② 朝鮮国内では最近（一八世紀半ば）他国の産物は求めず、国内産で賄いたい方針である。
- ③ 対日輸出品は人参以外は国内産のものはほとんどなく、北京側の事情に左右されるのである。
- ④ （③を受けて）北京交易は数年来双方の利益がなく不振である。
- ⑤ （④を受けて）北京交易が不調なため、朝鮮国内用の品にも不足している。
- ⑥ 人参は自然生でもともと乏しく、国内用にもこと欠く有様である。更に銀のかわりに人参を北京交易に輸出してている。
- ⑦ 近年朝鮮産・中國産にかかわらず、朝鮮政府は交易を制限しがちである。

以上七項目を挙げることができる。このうち③④⑤の白糸・反物にかかる問題は既述のごとく、正徳年間に⁽³³⁾

既に問題になっていたことである。⑥の人参の問題は、糟谷憲一氏の研究⁽³⁴⁾によつてみてみよう。単参（公貿易に必要な人参。最低三〇斤一四〇匁が年々対馬へ輸出される）は一八世紀前半までは、私貿易によつて売られる人參に課せられた十分の一の現物税のうちから、十分に調達することができた。ところが一八世紀半ばになると、右のような私貿易による人参売買が衰え、人参現物税も減少するに至った。そのため朝鮮政府は单参確保策として英祖二八（宝曆二・一七五二）年から最大の人参産地である平安道江界府から、体参三五斤・尾参二五斤、計六〇斤を公定価格によつて買い上げることになった。この買い上げ人参は「例貿参」と称された。この政策は人参産出額の低下、人参価格の上昇という状況に対処し、単參用人参を固定価格（市価より低廉）で確保しようとするものであった。この糟谷氏の研究によつてわかるように、一八世紀中葉には私貿易用の人参はおろか、公貿易のための人参にもこと欠く程の状況であったのである。⁽³⁵⁾

〈日本側の問題〉

- ① 輸入白糸・反物は利潤があつたが、近年和糸に圧迫されている。

② 人参の国内生産によつて輸入人参の利潤が益々なくなつてゐる。

③ 銀輸出の停止。

④ 輸出品の水牛角・明礬・丹木・錫・鎌鉈・銅器物・塗物・鏡・目鏡など、利潤はあつたが長崎その他での買元値が上昇し、粗悪品も出来してゐる。

先ず①の和糸について考えてみたい。長崎貿易・日朝

貿易とともに輸入白糸の多くは京都西陣の機業地へ運ばれていたが、寛文年間までは年々三〇万斤以上の輸入白糸が送り込まれていた。ところが貞享二（一六八五）年にになると七万斤程に激減したという。⁽³⁹⁾これに対し、和糸（国内產生糸）は正保年間に約九万斤を仕入れていたが、その後「京都登せ糸」として正徳五（一七一五）年には二〇万斤、享保年間には三〇万斤と推移し、國產生糸も養蚕・製糸業の技術的発展によつて輸入白糸に及ぶだけの品質になつていてある。⁽⁴⁰⁾明和・安永期の日朝貿易では白糸の輸入はほぼ断絶していたといえるが、同様に長崎貿易においても中国船貿來の生糸は、明和四（一七一七）年・同七年・安永元（一七七一）年・同六年には全く輸入されていない。山脇悌二郎氏は輸入生糸の減つた理由の一つとして和糸の生産増加を指摘され、上方に

おける輸入糸価の軟化・低調を述べられている。⁽⁴²⁾このようく和糸は輸入白糸の存在を脅かしてゐるのである。
②の人参の国内生産の問題だが、享保年間に朝鮮から取り寄せた人参の種を小石川薬園・下野国・陸奥国で播殖し、それが明和元年には人参座の設置をみるまでになつてゐた。これによつて国内産人参は全国的販路をもつことになつた。
③は既述の通りである。次に④の輸出品の値上りの問題である。水牛角・明礬・丹木・胡椒は中國・オランダ船貿來品であり（これを「長崎除物」という。公貿易輸出定品でもある）、特に水牛角は當時、両船による輸入が減少あるいは途絶えがちであった。
以上みてきたように、日朝両国の産業構造の変化・物価の上昇、あるいはそれに伴う両国政府の政策の転換によつて、私貿易が從来の輸出入品で經營を行うことが最早不可能になつていてることを物語つてゐる（これは定品定額の公貿易についても同様のことがいえる）。つまり從来の輸出入品を媒介とする形態の、利益の薄くなつた私貿易を繼續することは、対馬藩が私貿易を「知行」の一部としてそれに依存する以上、形態を変質（輸出入品の変更）せざるを得なくなつたのである。また現に「交

易取開き」の努力によって変質していったのである。

二 私貿易「断絶」と永続御手当金 　　拝領

(1) 永続御手当金の拝領

次に安永五（一七七六）年三月の永続御手当金一万二、〇〇〇両拝領〔同年より毎年、幕末文久二（一八六二）〕年まで一貫して継続されている」決定とその意義について論じてみたい。

宗　対馬守

朝鮮之交易相絶、御役儀之手当は勿論、相続も不相成ニ付、御役儀相勤、国内相立候様被相願候趣、達上聞候処、是迄數度御手当も被成下候上之儀ニ候得は、難被及御沙汰事ニ候得共、此度ハ交易為取開、彼國え差遣候使者之真文を以申断、全及手切候段被聞召居、永續為御手当、年々金壱万武千両宛被下置候間、可被存其趣候、

三月

内容は「朝鮮との交易が絶え、役儀（宗氏の家役である朝鮮押えの役及び外交業務）は勿論のこと、藩の存続自

体困難になり、国内の財政状況が立ち行くよう願い出たところ、これまで何度も手当を与えていたので、沙汰し難いが、この度は朝鮮へ交易取開（再興）のため派遣した対馬藩の使者へ、朝鮮側から真文によつて取開を断るという事態に及び、交易は全て『手切』となつたため、永続御手当として年々金一万二、〇〇〇両を下賜する」というものである。

最初に考えねばならないのは永続御手当金拝領の根本的理由である「交易相絶」「交易手切」の問題である。この触と同時に出された別の触(46)の中で「然上は領知之収納并公貿易之所務、且今度被(47)仰出候御手当之外壱ヶ年之入高無之」とあるように、この時点で藩歳入は①領知の収納・②公貿易の所務・③御手当金一万二、〇〇〇両のみになつてしまつたとしているところからも、「交易」とは私貿易を指しており、「交易相絶」とはつまり、私貿易の断絶を意味しているのである。「交易相絶」を理由に幕府から拝借・拝領金を受けたのは、明和七（一七二〇）年の銀三〇〇貫目拝領（年々）の時が初見である。(48)それ以前では「交易利潤なく」といった理由であつた。その後安永三（一七七四）年にもやはり「交易連年相絶」といった理由のもとに拝借銀の前借（三〇〇貫目）を受け

ている。⁽⁴⁹⁾しかし今回の永続御手当金拝領は前二者とは性質を異にしている。つまり私貿易は「全手切」となり、その取開・交渉の甲斐もなく、朝鮮側からの交易取開を断る旨の真文が対馬藩から幕府にもたらされるに及び、幕府は安永五年三月の時点で、私貿易の手切²¹・断絶を正式に認めたことになるのである。前述のように幕府は触書の中で今後の対馬藩の収入の中に永続御手当金を並べ、しかも公貿易の後に位置するよう記載している点からも、荒野泰典氏が述べられているように、この金一万二、〇〇〇両下賜は私貿易「断絶」の代替として開始されたものであった。

次に朝鮮側が対馬藩に渡し、更に対馬藩から幕府へ提出された真文⁽⁵⁰⁾の問題である。対馬藩では、安永五年三月に永続御手当金獲得成功にまで至る一連の運動を「御本願」⁽⁵¹⁾と称しており、この運動は安永四年初頭から始められていた。鶴田啓氏によれば、安永四年十月、対馬藩は老中松平右京大夫へ交易手切の真文・同和解・添書を提出し、交易取開交渉のため渡海中の使者引取りにつき指示を請うている。この時提出されたという「交易手切の真文」の和解の下書と思われる史料が杉村家文書の中に二通見い出せる。その内容は、私貿易が打ち絶えた理

由、更にはこれは時勢によるものであつて、決して日本側（東武＝徳川幕府）に対して不精の意のないことを述べ、私貿易の取開が不可能であることを伝えている。⁽⁵⁴⁾

さて今まで述べてきたことから考えれば、安永五（一七七六）年のこの時点には私貿易は取開交渉も不成功に終わり、「断絶」していたことになる。実際宗家記録が利用される以前ではそのように考えられていた。ところが宗家記録によれば、田代和生氏がすでに指摘されたように（田代前掲書三七二頁）、そうした事実はなく、私貿易は「断絶」どころか依然存続しているし、明治政府による倭館接收に至るまで綿々と続けられているのである。

次に永続御手当金下賜に伴つて生じた諸変化と、それによつて知られる私貿易存続の事実について述べてみたい。

(2) 永続御手当金拝領後の対幕府関係

安永五（一七七六）年三月、永続御手当金一万二、〇〇〇両下賜令達とともに、幕府が発した触の中には次のようにある。

一前々拝借返納之儀は御差延中之儀ニ付、先返納有無

之儀、此節不被及御沙汰候、

一此度交易及手切候上は、公貿易之外私貿易之品は被

差留候間、長崎より (次字) 御免ニテ被買請候品も相減、
向後可買請品高書付可被差出候、

右之趣被得其意、御金請取方其外共委細之儀は、御
勘定奉行被申談、長崎より被買請候品之儀は、長崎
奉行えも可被申達候、

三月

右の史料の内、手当の受取方、拝借返納金差延について
は後述することとして、二項めは公貿易以外の私貿易輸
出品の差留(56)に関する規定である。対馬藩の私貿易「断絶」
申告に対する幕府のこの措置はむしろ当然のことであつ
た。「長崎より御免ニテ被買請候品」とは、中国・オラン
ダ船貿来の「長崎除物」のことで、長崎において対馬藩
が優先的に買請を許可されていた。(57)これまでこの胡椒・
明礬・丹木・水牛角の四品の買請の数量的制限は設けら
れていたが、私貿易「断絶」に伴つて公貿易輸出
分以外（すなわち私貿易輸出分）の買請が禁止され、幕
府から公貿易輸出に必要な数量をしたためて提出するよ
うにと令達が下つた訳である。安永五年八月、これに答
えるべく、対馬藩では老中松平右京大夫・勘定奉行・更
に長崎奉行に書付をそれぞれ提出している。今勘定奉行
に差し出した書付によつてみていく。

朝鮮江年分定式差渡候品之覚

一 胡椒四千五百斤程

一 明礬千五百斤程

一 丹木八千斤程

一 水牛角六百五拾本程

（以下十品省略）

一 銅拾万斤

内三万斤

公貿易定数之分

内七万斤

年々約条之分

此銅拾万斤之内ニ而公貿易定数之分并約条之分共年
々差渡申候、右拾万斤銅定式差渡候品ニ付每歲右之
員數於銅座買請候儀蒙御免罷在差渡申候、譬其年之
分相殘、翌年ニ滴候共一ヶ年拾万斤宛差渡申候員數
ハ相欠不申候、（後略）

この書付でもわかるように、長崎除物の四品の「年中
定式之分」つまり公貿易輸出分を、胡椒四、五〇〇斤程・
明礬一、五〇〇斤程・丹木八、〇〇〇斤程・水牛角六五
〇本程としている。ところがこの数量は実際に朝鮮へ輸
出されていた量と喰い違つてゐる。提出した書付によれ
ば「唐物之内野晒・虫入・小振之分、又ハ粉ニ成候品も有
之候得者、右たけハ年々持渡候様被仰達可被下候」とあ

表 3 長崎除物輸出定額

	申請高	A	B	C
胡 椒	4,500斤程	4,100斤	$4,100 + 287\text{斤}^{\ast 1} = 4,387\text{斤}$	3,100斤 ^{*3}
明 磬	1,500斤程	1,400斤	$1,400 + 95\text{斤}^{\ast 2} = 1,495\text{斤}$	1,400斤
丹 木	8,000斤程	5,380斤	6,855斤	7,005斤
水牛角	650斤程	400本	435本	銅に代替

典拠) 申請高『公義被仰上』(慶應義塾大学図書館所蔵宗家記録)

A 『増正交隣志』(純祖2・享和2年)

B 『朝鮮国和館并對州改所江差置候人数扶持合力銀且八送使差渡候付諸色入目積』(猪三郎代・国立国会図書館所蔵宗家記録)

C 『當時公貿易并朝鮮御商買御利潤銀凡考之積帳』(弘化元・2年・同上)

註) *1, *2 「封進物仕立候節、粉ニ成候分ふるひ除候て荷作仕候付、欠相立候分年々平均凡如此」

*3 文化年間に中絶船派遣中止により、1,000斤減。

り、中には虫喰いなどで輸出品の用をきたさないものがあるため(あるいは「洋中捨」つまり船の難波により積荷が海中へ沈んでしまう場合を考慮して)多めに申請していることがわかる。表3は長崎除物の輸出定額をまとめたものであるが、Bの輸出量は宗猪三郎代「安永九(一七八〇)・天明五(一七八五)年」頃の記録によるものである。これによれば前述の野晒・虫喰などの事情で年々平均して、胡椒で二八七斤、明礬で九五斤だけ定額より余計に必要であることがわかる。胡椒・明礬は申請高とほぼ一致しているが、丹木の場合は実際は一、〇〇〇斤余り多く申請していることがわかる。水牛角に関しては虫が付着しやすく、更に品質悪化が当時目立つていたとはいえる(註(44)参照)、二〇〇本程度余計に申請していたことがわかる。つまり、幕府が長崎除物の買付を公貿易のみに制限しようとしたところ、対馬藩は虚偽の申請をし、私貿易分の輸出の余地を若干残したことになるのではないかだろうか。

更に勘定奉行へ提出した書付の中で、注目すべきは銅の問題である。銅十万斤を「年中定式之分」とし、その内三万斤を「公貿易定数之分」、七万斤を「年々約条之分」として申請しているのである。この「年々約条之分」

七万斤については幕府も不可解に思つたらしく、安永五年九月二十日に江戸家老杉村直記を呼び出し、勘定奉行石谷豊前守他勘定方の役人出席のもと、次の尋書を渡している。⁽⁵⁹⁾

朝鮮國江年中定式被差渡候品之儀ニ付、松平右京大夫殿江被申立候品立之内、銅三万斤者公貿易、七万斤者年々約条之分^与有之候、明和四亥年^タ銅拾万斤宛買入之儀御免有之、右高之内を以御国用共被相弁候様被仰渡候、然処私貿易之儀難取開及手切、交易相絶候段先達^而被申立候上者、公貿易之外銅渡方^者可有之間敷、七万斤之銅買請候儀^者如何之約条ニ候哉、右交易方之訛可被申聞候

申九月

銅三万斤は公貿易分、七万斤は「年々約条之分」とあるけれども、私貿易が絶えてしまつた上に、公貿易の他に銅を輸出すべき用はないではないか。七万斤の銅買請はいつたいどのような約条をいうのかという尋書である。幕府のこの疑問は至極自然である。

これに対し、対馬藩の江戸藩邸では、翌二^{二十一}年早速石谷のもとへ杉村が次の答書を持参し提出した。⁽⁶⁰⁾

御答

近世後期対馬藩日朝貿易の展開

右銅七万斤之儀、公貿易之品ニ者無御座、私貿易之形ニ御座候へ共、元來右銅之儀ハ彼國格別之定用ニ差當置候品之内ニ而、古來^タ公貿易同然堅キ約条ニ相立候、（中略）右価之品ニ者第一獻上人參を請取來、其余者對州ニ而乏敷米穀・木綿等取入、家中撫育足合ニ茂仕候儀ニ御座候間、万一右銅不差渡候^而者、第一獻上之品差支、勿論彼國之弁用必至と差支、公貿易同様元來堅キ約条違麥仕候^而者、彼國存請之処歎ヶ敷、次^者家來撫育之足合^茂取計候儀ニ御座候、（後略）

この答書の論旨は大凡次の通りである。「約条分の銅七万斤は公貿易の品ではなく、私貿易の形ではあるけれども、元來この銅七万斤は朝鮮では格別の定用に当てるもので、古来公貿易同然の『堅キ約条』なのである。しかもこの銅の内から幕府への献上用人參、対州では乏しい米穀・木綿などを取入れて家中撫育の一助としている。⁽⁶¹⁾だから七万斤の銅を朝鮮へ差渡すことができなければ、献上人參の品にも差支えるし、家中撫育も困難となり、朝鮮側にとつても『公貿易同様元來堅キ約条』が違変することになつてしまつのである。つまり、七万斤の銅は私貿易の形だが公貿易同然の堅牢な約条によるもの

表 4 公貿易輸出銅定額

	A	B
歳 遣 第一船	2,800斤	
" 二~三船	800	
" 四船	350	
" 五~十船	2,100 (一船 350斤)	
" 十~七船	1,750 (" 250斤)	
以 酎 麋 送 使	800	
一~三特送使	12,900 (4,300斤宛)	
中 絶 五 船	1,000	
万 松 院 送 使	1,100	
副 特 送 使	4,000	
裁 判 公 貿	300	
歳船所獻別幅公 賀並銅鐵(計)	27,900斤	27,900斤 * ¹ 6,500斤 (錫15,613斤80匁代銀15貫 613匁 5分之代) 34,400斤 (計)

典拠) A 『増正交隣志』尚, 田代和生「対馬藩の朝鮮輸出銅調達について」(『朝鮮学報』66輯 p.146) 参照。

B 『朝鮮国和館并対州改所江差置候人数扶持合力銀且八送使差渡候付諸色入目積』(国立国会図書館所蔵宗家記録)

註) *1 丁銅, 他27,900斤は荒銅。

であるとし、幕府への献上人參が取り入れられないことを更に強調し、更に家中撫育にも差支えるとして、公貿易分三万斤同様、従来通り銅座よりの売渡し存続を要求しているのである。

ところで、公貿易輸出銅の定額は時代によつて変遷するが、表4にもあるようにこの当時は荒銅(朝鮮では「生銅」と称する)二万七、九〇〇斤であることがわかる。尚安永四(一七七五)年以降、公貿易輸出定品の一つである錫一万五、六一三斤の代替として丁銅六、五〇〇斤が輸出されることになり、以後慣例となるため、合計三万四、四〇〇斤の銅が公貿易に必要であったことがわかる。幕府への申請に「公貿易定数之分」三万斤としていたのは錫代銅六、五〇〇斤が加算されていない訳である。つまり「公貿易定数之分」三万斤と申請したのは妥当である訳である。ところが問題は、「年々約条之分」七万斤である。確かに享保年間から幕府の輸出銅許可高は十万斤に制限されている。⁽⁶⁴⁾しかしこれは対馬藩と幕府(大坂銅座)との関係によるものであって、「公貿易定数之分」三万斤の他に七万斤を輸出する朝鮮側との間の約条など全く存在しないのである。右の答書にある献上人參はこの七万斤の内から代価を支払っていたのは事実で

あるが、これは完全な私貿易によるものである。この「年々約条之分」銅七万斤はすなわち私貿易の輸出品を示すものであって、この事実は「交易（私貿易）相絶」は対馬藩が莫大な援助金要求のために案出した全くの虚構であることを雄弁に物語っている。⁽⁶⁵⁾

幕府は対馬藩が管掌する公貿易・私貿易の実態を熟知していないがために、こうした対馬藩の虚構を見抜くことができず、（また対馬藩も幕府のこうした立場を利用し）前に述べた長崎除物及び銅七万斤も、安永五年十月十一日には書付に付札でもつて承認するのである。⁽⁶⁶⁾

(3) 永続御手当金拝領後の藩財政状況

ここで永続御手当金拝領後の藩財政状況を当時の幕府からの拝領・拝借金、その他江戸・京都・大阪・長崎など各都市での町方からの借金状況を中心に考えてみた

安永五年八月二二日、杉村直記が老中松平右京大夫のもとへ参上し提出した願書によれば、永続御手当金拝領以前の歳入不足はおよそ一萬七、〇〇〇両であるといふ。この内①一、五〇〇両程度を緊縮財政によつて節減し、②三、五〇〇両程度を參勤交代輕減によつて減らし、更に③永続御手当金一万二、〇〇〇両拝領を加算す

れば(①+②+③)一万七、〇〇〇両程度は財源不足を補うことができるとしている。しかし未だ一万両程が不足していったことになる。この数値は幕府への申し立てによるものである以上、にわかに信頼することはできないが、永続御手当金拝領が決して財源不足の解消を意味した訳ではなかつたといえる。永続御手当金もそのほとんどが種々の借金返済に回されており、財源不足をまた他の借金によって賄うという状態で、債務はますます累積していった。

安永六（一七七七）年十一月には老中松平右近将監に杉村が願書を提出している。その中で前年朝鮮国王薨去により「米穀取寄候儀不相成處ら家中之扶助米必至」「肥前領分近年稀成山潮大洪水ニ而多分之及損毛候上、川々土手切地捨等夥敷」更には八月に「国元大風雨ニ而諸秋作大ニ相痛候上、亦々九月大雨ニ而山潮洪水出、八郷諸

作皆無」を理由に、このままでは永続の土台を失なうとして、永続御手当金の三ヶ年分前借りを願い出ている。

しかしこれは却下され、翌七年二月に再び願書を提出している。これに対し幕府は同三月、「領民救等不行届、万一飢人等も有之候て如何成儀ニ付、領民救為手当、格別之訳を以」下賜金一ヶ年分の半分、六、〇〇〇両の前

借を許可するのである（安永九年より六か年の間、毎年の御手当金より引き落とされる⁽⁷¹⁾）。幕府は安永五年三月、永続御手当金下賜の触書で「萬一此以後取続難相成、願ヶ間鋪儀も有之候ては此度厚、思召を以、御手当被成下候詮も無之、尤其節願等之儀は御取上無之」としたにもかかわらず、再び対馬藩の願いを許可してしまうのである。

それでは、幕府からの拝借金の返債はどうなつていたであろうか。先ず『宗対馬守拝借願之儀ニ付申上候書付写』⁽⁷²⁾によつてみてみよう。

元禄年中より明和四亥年迄拝借高
一金拾五万弐千四百五拾両

内

金拾三万七千四百五拾両

是者前々より拝借返納滞之分、來ル亥年迄ハ返納御差延、同年より十ヶ年賦之積、明和四亥年被仰渡候分

金壹万五千両 明和四亥年拝借高

是者拾三万七千四百五拾両之分皆済之上返納可仕旨、右同年被仰渡候分

これによつてわかるように、元禄年中から明和四（一

七六七）年までの拝借金返納滞分が十三万七、四五〇両もあり、拝借高總計十五万二、四五〇両の内、約一割弱の一萬五、〇〇〇両しか返済していないことがわかる。安永八（一七七九）年から十か年賦といつても、一年間に一万五、二四五両も返済せねばならず、到底返済し得る額ではなかつた。そこで対馬藩は安永九年に至り、「上納仕候手段無御座、當惑至極之仕合」とし、棄捐を願い出ているのである。それに対し幕府は「棄捐之儀は難、子細有之当年より五ヶ年之間延被⁽⁷³⁾仰付候」と棄捐は許さなかつたが、五か年の返納猶予を申し渡した。更に天明四（一七八四）年に対馬藩は再び棄捐要求の願書を老中水野出羽守に提出し、これに対し幕府は翌五年より、五年間「寛政元（一七八九）年まで」上納差延を許可した⁽⁷⁴⁾。ところがこの「古拝借金」（宗家記録ではこのよう）に称する。寛政元年には後の拝借金も加わり、返納滞分は二〇万両程になつていて、その後も返納が差し延べられ、寛政元年以降毎年暮間近になつて、対馬藩は返納宥免を幕府の担当者（寛政当時は松平定信）へ願い出て、その都度「右拝借金當暮上納可致分先上納ニ不及旨可達事」という返答を得、許可されている。つまり、拝借金といつても利息もなく下賜とほぼ同様であつた訳である⁽⁷⁵⁾。

幕府からの拝領・拝借金の他に、対馬藩は町家からも多額の借金をしていた。天明年間で、借銀高は京都・大坂・長崎にて総額二、四三〇貫匁（金に計算しなおすと凡四万五〇〇両）、江戸表借金高は二一万三、七〇〇両に達し、一年の払分が三六六貫匁であった。⁽⁷⁸⁾ といふ。

宗家記録の一史料によれば、寛延三（一七五〇）年から宝暦元（一七五一）年までの間に大坂町人九人より「朝鮮人参代并交易銀」として、長崎会所借入銀の格で御用銀一、六八三貫目を借りていることがわかる。この返済は宝暦元年よりはじめられるが、同一年八月までで三八〇貫余を返し、利銀一一貫目余が加わって、返済滞は一、四一八貫（実際には対馬藩の計算違いで一、四〇七貫五〇〇目、金にして二万三、四五八両余の滞り）となつた。しかしこの後、返済は途切れ、天明八（一七八八）年に至り勘定奉行久世丹後守・同久保田重左衛門の詰問を受け、寛政元年より十か年の間返済は差延べられ、その後一年に一〇〇両宛返済することになり、しかも大坂町人九人には幕府より年々九〇〇両の「御下げ金」が与えられることになったのである。

以上みてきたように、明和から安永に至り対馬藩の財政は莫大な債務を抱え、返済能力を失い、借金が借金を

生む状態にあつたことがわかる。当時の藩財政はまさに「身上之逼迫ハ増々累仕、既ニ身代美以全不相立ルニ決定」という状況にあつたといえるのである。こうした中で、安永五年の私貿易「断絶」の案出、それに対する幕府の承認、永続御手当金下賜も行われるのである。

三 安永年間の私貿易の実態

（1）倭館出入港船

それでは次に、安永年間当時の私貿易の実態を釜山倭館『領守毎日記』を中心にして詳しく考察してみたい。

表5及び6は安永五（一七七六）年に倭館に出入りした対馬藩の船数・滞在期間などを表わしたものである。

これによるとこの年の大船（米を積み帰るため「御米漕船」と称する場合が多い）入港数は一四艘、小船（飛船・小隼。ともに船足の早い小船）の場合は十九艘であることがわかる。この数値を貿易繁榮期の宝永年間の入港船数と比較したのが表7である。これをみれば明らかにうに、私貿易が盛んに行っていた宝永四（一七〇七）と六年に比し、安永五年の入港船数はおよそ半減しており、特に大船の減数が著しい。更に宝永四年に倭館に入港した大船の種類は十九艘⁽⁷⁹⁾ あったのに比べ、安永五年に

は平安丸以下わが七艘の大船が倭館と対馬の間を行き来していたにあたらないのである。この点からみても、当時の私貿易が繁榮期に比べいかに衰退していたかが伺えるのである。

(2) 開市状況

藩財政が立ち行かなくなる程私貿易が衰退していたのは事実だが、当時私貿易、すなわち開市は依然行われていたことが『館守毎日記』によつてわかる。表8は明和

三(一七六六)年から天明11(一七八一)年までの開市及び別市の開催状況をまとめたものである。これによれば、「交易相絶」という明和七年にも、まだ私貿易「断絶」が幕府によりて承認された安永五年にも、市はかなり活発に行われていたことがわかるのである。表8によれば明和年間通じておよそ四〇%以上だった開市率は安永元年には1111・4%にまで落ち込むが、その後安永期を通じて徐々に市の数は増加している。安永11年から天明

表5 安永5(1776)年 大船出入港数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	米合計
御米漕平安丸		11 15 22 (881俵)			12 ?	26 5 15 (400俵)	10 18 13(750俵)	19 14 25 29 6 5(?俵)	18 13(750俵)	10 12 19 ?	22 19 ?	1,181俵+a	
御米漕神護丸		7 18 11(516俵)			7 18 20~裏種 25 23(700俵)	26 29 5 27 5 29 29裏種 27 29 5(686俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	1,666俵+a	
御米漕北野丸		7 18 11(516俵)			18 25 19 3(881俵)	26 29 5 27 5 29 29裏種 27 29 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	1,765俵		
御米漕住神丸		18 25 19 3(881俵)			18 25 19 3(881俵)	26 29 5 27 5 29 29裏種 27 29 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	2,097俵		
御米漕寿吉丸		18 25 19 3(881俵)			18 25 19 3(881俵)	26 29 5 27 5 29 29裏種 27 29 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	1,765俵		
(新造)御米漕福聚丸		18 25 19 3(881俵)			18 25 19 3(881俵)	26 29 5 27 5 29 29裏種 27 29 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	1,765俵		
御米漕布袋丸		18 25 19 3(881俵)			18 25 19 3(881俵)	26 29 5 27 5 29 29裏種 27 29 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	19 14 25 29 6 5(686俵) 24 5 25 3(525俵)	1,765俵		
入港船数		1艘	4艘	0艘	2艘	3艘	2艘	3艘	4艘	0艘	2艘	2艘	(計)23艘 9,065俵 +a
出港船数		1艘	1艘	2艘	2艘	3艘	1艘	5艘	1艘	3艘	1艘	1艘	1,475俵

〔註〕 入港日→*→出港日
米(業種) 積日(米積載量) 典拵)『館守毎日記』(国立国会図書館所蔵宗家記録)

表6 安永5(1776)年 小船出入港数

船名	船頭	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
佐須奈飛船	三六	2		18										
"	助八	13												
"	善吉	27		18										
"	助右衛門	27		9										
鰐浦飛船	利兵衛		22											
"	五三郎		22											
豊村飛船	幸介		22											
鰐浦飛船	忠五郎	7		8										
豊村飛船	又兵衛	7				21								
佐須奈飛船	治兵衛			11		21								
"	久助			25		21								
"	佐十郎				18	21								
"	長左衛門				18			5						
鰐浦飛船	伴吉				18		6		20					
佐須奈飛船	市左衛門						22		20					
"	久右衛門						22		20					
"	源兵衛						22		20					
鰐浦飛船	吉六						14		15					
豊村飛船	松右衛門							1		3				
鰐浦飛船	佐吉									10				
佐須奈飛船	伝三郎									14		23		
"	久右衛門									14				
小隼福寿丸	(參判使船)									24				
入港	船數	3艘	0艘	2艘	2艘	3艘	0艘	3艘	1艘	0艘	1艘	2艘	2艘	(計)19艘
出港	船數	1艘	3艘	2艘	1艘	1艘	4艘	0艘	1艘	4艘	1艘	0艘	2艘	(計)20艘

註) 入港日→出港日、尚表5、6共に田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(P.206)の図をモデルにしている。
 典拠)『館守毎日記』(国立国会図書館所蔵宗家記録)

表 7 宝永 4 (1707)～6 年安永 5 (1776) 年倭館入港船数

	宝永 4 (1707)	宝永 5	宝永 6	安永 5 (1776)
大船（御米漕船など）	52艘	47艘	57艘	24艘
小船（飛船・小隼）	32艘	18艘	33艘	19艘
合 計	84艘	65艘	90艘	43艘

典拠) 宝永 4～6 年は田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(p. 204)
による。

安永 5 年は『館守毎日記』(国立国会図書館所蔵宗家記録)。

元年までの九年間を通じて、開市率は四〇%をかなり上回っており、特に安永二年（四九・四%）同四年（六八・八%）同五年（五一・一%）同七年（五七・一%）同九年（五四・九%）は高い数値を示している。図 1 は開市率の変遷をグラフ化したものであるが、これによつても明らかなように、私貿易「断絶」、取開不可能という安永五年当時前後約十年間は、かえつて私貿易は比較的安定した小康状態にあつたといふことがいえるのである。点線の移動数値をみれば、明和年間に緩やかなカーブで上昇はじめ、安永年間に頂点を向え、天明年間初期には緩やかなカーブで下降していくことがわかり、安永年間には開市は意外に順調であったといえよう。開市率が本格的に落ち込むのは、一九世紀初頭以降であることがわかる。

(3) 輸出銅の問題

次に輸出銅の問題について考えてみたい。表 9 (表 2 を簡略化) によってこの当時の対馬藩の銅買入状況と輸出高について検討してみよう。

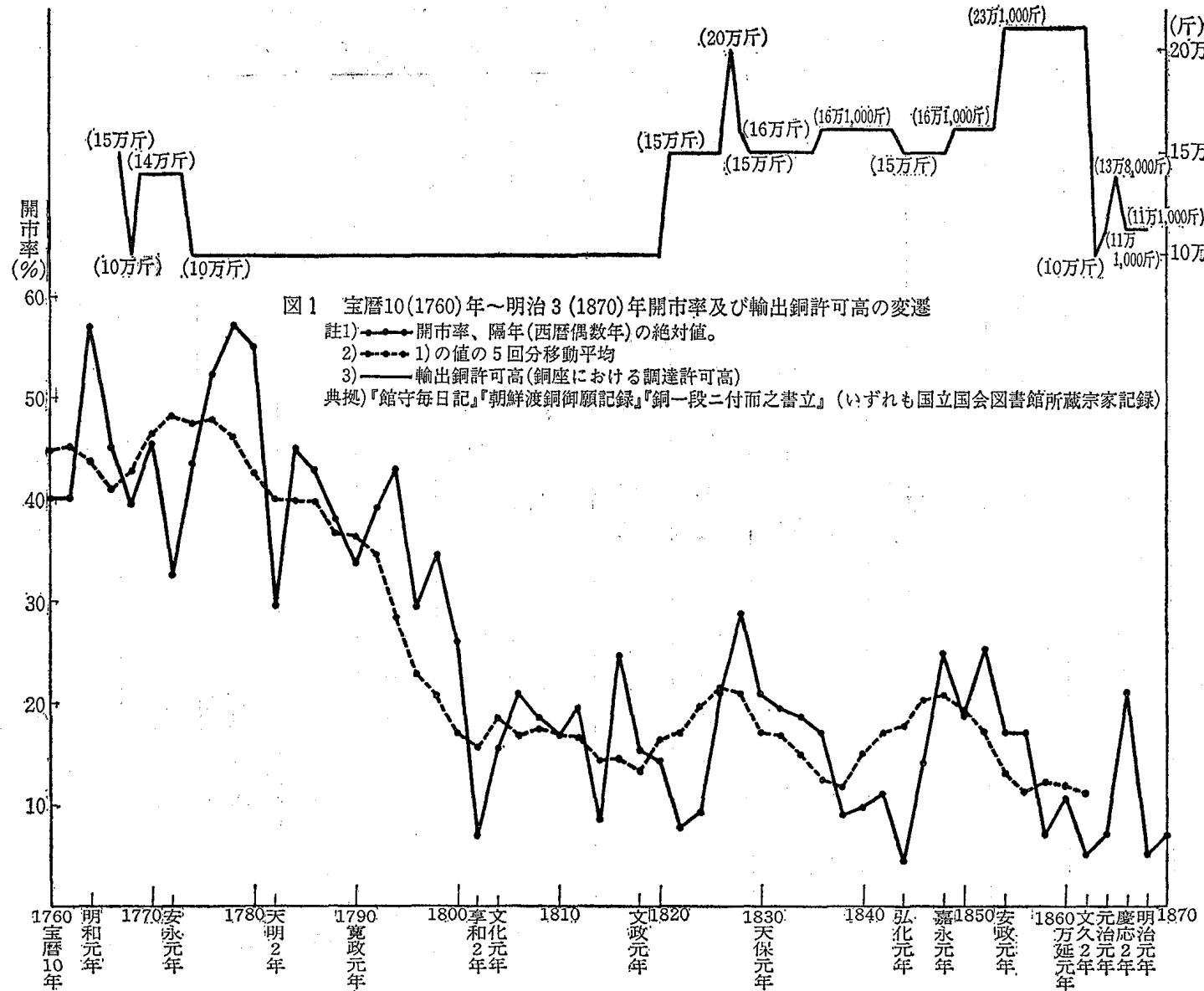
先ず買入高であるが安永元（一七七二）年には調達許可高十四万斤（表 2 参照）の内、そのおよそ十五%に当る二万九〇〇斤のみの買入れしか行れていない。ところ

表8 明和3(1766)年～天明2(1784)年開市状況

	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	閏月	合計	開市率
明和3(1766)	3	3	2(1)	3(1)	1	1(1)	3	0(3)	2	2	3	3		26(6)	45.0%
4(1767)	4	4	4	1	0	1	0	2	1	1	0	1	⑥0	19	24.7
5(1768)	1	0	0	3	1	2	1(1)	3	2(1)	4	5	4		26(2)	39.4
6(1769)	3	3	4	2	2(1)	3	2	2	1(1)	3	3	3		31(2)	46.5
7(1770)	1(1)	2	3	3(1)	1(1)	4(1)	3	1(1)	3	2	2	2(1)	⑥2	29(6)	45.4
8(1771)	2	2	2	3	2	2	4	1(1)	1	4	3	2		28(1)	40.8
安永元(1772)	2	2(1)	2	1	1	1	1(1)	0	3(1)	3	1	2(1)		19(4)	32.4
2(1773)	2(1)	2(1)	3	3	2	2(1)	2	2	2(1)	1(2)	3	③4(1)	31(7)	49.4	
3(1774)	3	4	3	2	1(1)	1	1(1)	1	3	2	3(1)	4		28(8)	43.7
4(1775)	4	5	4	4	3	4	6	2	3	2	5	5	③6	53	68.8
5(1776)	4	4	0	2(1)	3(1)	2(1)	4(1)	3(1)	0(1)	3	3	3		31(6)	52.1
6(1777)	3	1(1)	3	2(1)	1	2	2(1)	3(1)	2(1)	2	1	4		26(5)	43.7
7(1778)	4	3	4(1)	5	3	4	5	1	0(2)	3	4	3(1)	⑦1	40(4)	57.1
8(1779)	3	1	3	1	3(1)	1(1)	3	2(1)	2(1)	3	3	5		30(4)	47.9
9(1780)	3	3	4	3	3	2	4	2	2	4	5	4		39	54.9
天明元(1781)	3	3	4	4	3	1+ α	?	0(1)	1	2	4	3	⑤3	31 $^{+\alpha}_{(1+\alpha)}$	46.3
2(1782)	3	3	2	2(1)	1	0(1)	2	0	1	1	0(1)	3		18(3)	29.6

註) 閏月は⑨, ⑥などで示した。() 内は別市の開催数を示す。 α , ? はその部分の記録が欠けていることを示す。

典拠)『館守毎日記』(国立国会図書館所蔵宗家記録)



が翌一年には残高分の買入れも行われ、十七万八五〇斤と前後十五年間で最高の調達高を示している。同三・四年は連續して十三万斤程と許可高十万斤以上の調達高を示し、同五年には再び三万八、〇〇〇斤に落ち込んでいる。しかしこの五年の数値は、後に詳しく述べるように

表 9 明和 4 (1767) 年～天明元 (1781) 年銅輸出状況

	買入高	輸出高
明和 4 (1767)	4万 300斤	2万 88斤
5 (1768)	5万5,500	12万3,165
6 (1769)	5万2,300	6万5,110
7 (1770)	16万4,600	11万4,700
8 (1771)	7万2,105	1万4,829
安永元 (1772)	2万 900	4万9,200
2 (1773)	17万 850	6万3,250
3 (1774)	13万9,000	12万 507
4 (1775)	13万 500	5万8,909
5 (1776)	3万 500	13万2,054
6 (1777)	8万8,000	8万7,718
7 (1778)	10万	?
8 (1779)	10万	7万5,983
9 (1780)	10万	?
天明元 (1781)	10万	4万6,940+α
合 計	136万4,055斤	97万2,453斤+α
年 平 均	9万 937斤	7万4,804斤

典拠) 表 2 に同じ。

同年、実際に輸出された銅は十三万九、六五四斤にのぼっているため、資金難のためにこの年買入れが不調であったと考えるよりも、倭館には輸出に対応するだけの十分な量の銅が存在していたため、調達を控えたと考えるほうが妥当であろう。(つまり、安永一～四年の多量の調達を考えると、銅調達上の資金難は實際上なく、毎年比較的円滑に倭館廻銅が行われていたと考えられる。) 以後買入高は安永六年に八万六、九〇〇斤と上昇し、翌七年から天明元(一七八一)年までの四年間は許可高の十万斤全部が毎年調達され、安定していることがわかる。

さて、この毎年の買入高がすなわち輸出高そのものを示している訳ではない。先ず『館守毎日記』明和三(一七六六)年五月七日条の一節をみてみたい。

此度御差支令仰下候有之、薬種調方へ差渡候銅・古銅ニ至候迄、船揚直ニ御代官方蔵へ入置、薬種相調候節朝亦者仕入レとして相渡候節、代官方へ申出、薬種何程相調候間、銅何程相渡候様ニ申出、相請取候銅斤數別方へ書付を以申断、勿論代官方も請負之者へ銅何程相渡候被申儀為引合、別方へ申届、其上ニ而致出門候様、且又館守・裁判・諸僉官・代官方共為音物用持渡候銅、薬罐・煎り子・鏡類ニ至

迄遣出之節、代官方および別方へ相届持渡り、送状之數ニ押詰引合候様相届置、帰國之節持渡り高連々遣出しひ引合候為ニ、書付差出候様被仰付候附、煎海鼠代ニ相渡候銅共調役并請負之者、銅請取方右同様ニ被仰付候、勿論代官方より相請取候銅者何時茂銘々方へ不召置様^カニ致出門候様被仰付候事、

一市日其外之日共、館内より朝鮮人江壳渡候細物類・焼物等之重荷者出門之節、行規人御横目并別方よりも相改見候様、且又代官方よりも下代中差出、代官屋請負屋近所尔て重荷之商売物者屹度致吟味候様被仰候事、(中略)右者為音物用被持渡候銅・薬罐・煎り子・鏡類ニ至迄遣出しひ之節、員数代官方別方御徒士目付方へ書付を以被相届候様、尤持渡り之送状数々押詰引合候様相届置、帰國之節持渡之高連々遣出引合候為ニ書付差出候様、被仰付候条可被得其意候已上、

五月七日

館守

右の令達の内容をまとめると大凡次のようになる。

一、薬種調方へ(輸出用として)渡す銅は古銅に至るまで、倭館へ船揚後すぐに御代官方蔵へ入れ、保管する。

二、薬種を調達する(朝鮮側から市において銅を対価に買い入れる)日の朝、または仕入れ用として渡す時、代官方へ薬種買入れの数量に相当する銅の斤数を申し出る。

三、請け取るべき銅の斤数を別方へ書付で断る。

四、また、代官方からも請負の者へ、銅がどの程度輸出されるべきか引き合せの上、別方へ届ける。

五、以上の手続の後、銅が御代官方蔵より出門するようにする。⁽⁸²⁾

六、館守・裁判・諸僉官・代官方が音物用に朝鮮側に持渡る銅・薬罐・煎り子・鏡類に至るまで、朝鮮側に遣す時に同様に代官方・別方へ届けるようにする。

七、煎海鼠代に輸出する銅も、調役ならびに請負の者は銅の請取方は一と五同様である。

八、請負った銅は、銘々がいつまでも保有することのないようとする。

九、輸出用の細物類・焼物などの重荷は、出門時、行規人御横目ならびに別方より品を改める。かつまた代官方よりも吟味する。

従来どのような形態で銅が朝鮮へ輸出されていたのか、

今は明らかにできぬ。しかし明和三（一七六八）年以降は銅を輸出する者（薬種調方・煎海鼠調役・請負人・館守以下倭館役人）が、代官方・別方へその斤数を届け出、代官方も届出の斤数を検討の上別方へその斤数を届け出で、以上の手続きを経てはじめて銅が御代官方藏を出て（出門）、薬種などの輸入品の対価として銅を輸出する者へ渡されることになったのである。この「新法」以

來銅あるいは銅器物などが御代官方藏から出門のある度毎に、出門の事実更にその数量が『館守毎日記』に記載されるようになった。つまりこの出門銅こそ、すなわち輸出銅を示しているのであって、日記に記載されている一年分の出門銅高を合計すれば、一年間の銅輸出総高が判明する訳である。

しかし歴代の館守すべてがこの出門高を記載している訳ではなく、全く記載されていない日記も多いため、常に輸出高が判明する訳ではないのである。表9（あるいは表2）にある輸出高とはこの出門高のその年々の合計を表わしたものである（但し銅器物を除く）。安永七（一七七八）・九年は記載不備により不明である。これによれば、銅の輸出高は変動が激しく極めて不安定であったことがわかる。しかし明和四年から天明元年までで年間

平均七万四、八〇四斤の銅が輸出されていたのである。（安永七・九年は除いて計算）。特に安永三年には十二万五〇七斤と高い輸出量を示しており、更に私貿易が「断絶」したという同五年には皮肉なことに前後十五年間で最高の十三万二、〇五四斤もの銅が輸出されていたのである。

ここで表10・11によつて安永三及び五年の銅（器物類を含む）の輸出高について詳しく検討してみたい。これによればほとんどの場合、開市あるいは別市の開催されている日（すなわち私貿易の取引きが行われた日）に銅の出門があったことがわかる（市日以外の出門に關しては、仕入れ用または未払い分として輸出されるものであろう）。これらの表によれば、一回の市でどれくらいの銅・銅器物が輸出されていたかがわかるし、また当時銅は輸出品の大部分を占めていたから、銅・銅器物の輸出高は一回の市における取引き額の大凡をも表わしているといえる。例えば安永五年四月九日に別市が行われ、この日に合計五万九、三一三斤余の銅及び銅器物が輸出されている。また同十月十八日のように、一回の開市に銅三百斤、あるいは同八月八日のように銅手洗二五組のみといふこともあった。

表 10 安永 3 (1774) 年 銅輸出状況

出門日	(銅・銅器物)	(数 量)	(備 考)	市開催状況
4 19	延 丁 銅 銅	8,200斤 1万5,000斤	別御代官方より被申出	
27	延 銅	2,200斤	"	開市
5 11	砂 張 銅	1,100斤	三代官棧原伴内より届	別市
7 9	別子 銅 砂張 銅 古銅	1万5,000斤 900斤 400斤	別御代官方より被申出	別市
28	古 銅	2,000斤	"	
29	荒古 薫 あぶりこ しゅうり卸	100斤 3,000斤 20 20ヶ 30	"	開市
8 10	古 銅	275斤	"	
9 3	延 丁 砂 銅 銅 銅 銅	2,000斤 8,500斤 300斤	"	開市
18	延 丁 銅 銅野風呂	2,000斤 2万4,500斤 1ヶ	"	開市
28	銅野風呂	1ヶ	"	開市
10 8	古 銅	200斤	"	開市
28	丁荒 銅銅	3万斤 100斤	"	
11 18	丁砂古 張 銅 銅 銅 銅	3,000斤 1,050斤 200斤	"	開市
12 3	古 銅 銅野風呂	500斤 1ヶ	"	開市
合計	銅 薫 鐵 あぶりこ しゅうり卸 銅野風呂	12万 507斤 20 20ヶ 30 3ヶ	(内訳) 丁 銅 8万1,000斤 別子銅 1万5,000斤 延 銅 1万4,400斤 古 銅 8,557斤 砂張銅 3,050斤 砂 銅 300斤 荒 銅 200斤	

典拠)『館守毎日記』(国立国会図書館所蔵宗家記録)

表 11 安永 5 (1776) 年 銅輸出状況

近世後期対馬藩日朝貿易の展開

一三五
(三九七)

出門月日	(銅・銅器物) (数量)			(備考)	市開備状況
4 9	荒銅 丁銅 古銅 銅 銅 銅器物	1万6,300斤 2万9,672斤 8,407斤 2,804斤 2,006斤 124斤6合7勺5才	(但丁銅類・器物類) (但丁銅・古銅・竿銅・潰銅・大手洗・ 大鍋・野風呂・銅子大煎子) (但野風呂・薬鑓・銅子丸・野風呂)	別御代官方より被申出	別市
5 23	荒銅 丁銅 器物 古銅	1万 1万 115斤 350斤	別御代官方より被申出		開市
6 19	看別子銅 品	1万4,400斤	(甲午条銅看品渡残今日被相渡候) 午年 御弁用取立之代官永瀬常介より届		別市
22	荒銅 銅 薬鑓 銅五勺入子鍋 銅野風呂 銅てんはい五勺入子鍋 銅手洗五勺入子 銅重目五勺入子手洗 古銅	1万4,965斤 150 30組 24 10組 35組 20組 2,500斤	別御代官方より被申出		開市
7 7	銅 銅五勺入子鍋	400斤 1組	小嶋吉左衛門より 別御代官方より		別市
8 3	銅	2,000斤	小嶋吉左衛門より		開市
8	銅手洗	25組	(山分庄次調下之分) 別御代官方より		開市
16	古銅	8,900斤	別御代官方より		別市
20	古銅 器物 銅	4,300斤 2,035斤 1合	"		
28	古銅 古銅	1,000斤 50斤	小嶋吉左衛門より		開市
10 8	丁銅 古銅 器物 銅	2,500斤 500斤 326斤	別御代官方より		開市
18	銅	300斤			開市
11 3	古銅	500斤	別御代官方より		開市
合計	銅 薬鑓 銅五勺入子鍋 銅野風呂 銅手洗 その他銅器物	13万2,054斤 (内訳) 150 41組 24 80組 7,600斤	丁銅 荒銅 古銅 別子銅 その他銅 4万2,172斤 4万1,265斤 2万6,507斤 1万4,600斤 7,510斤		

典拠)『館守毎日記』(国立国会図書館所蔵宗家記録)

ともかく表10・11の合計によつて明らかなように、安永三年では銅十二万五〇七斤の他に薬罐二〇・あぶりこ二〇ヶ・しゅうり卸三〇・銅野風呂三ツの銅器物が輸出され、安永五年では銅十三万二、〇五四斤の他に薬罐一五〇・銅五勺入子鍋四一組・銅野風呂二四・銅手洗八〇組・その他七、六〇〇斤余の銅器物が輸出されていたことがわかる。前述のように、当時公貿易に必要な輸出銅の合計（表4参照）は、荒銅二万七、九〇〇斤で、安永四年以降はこれに丁銅六、五〇〇斤が加わる。先ず安永三年について考えてみるとこの年荒銅の出門高は三〇〇斤しかないと、公貿易輸出銅（これを看品銅という）は翌年以降に持ち越されたと考へるとすれば、荒銅三〇〇斤を差引いても十二万二〇七斤の銅が私貿易の対価として輸出されていたことが判明する。また銅器物についても、安永三年に輸出されている四品の中で公貿易に必要なものは、銅野風呂一ツのみである。

安永五年の輸出銅合計十三万二、〇五四斤の内、公貿易輸出用として出門になつてゐる銅は六月十九日の「甲午条銅看品渡残」別子銅一万四、六〇〇斤のみである。これを差引けば十一万七、四五四斤の銅が私貿易品として輸出されていたことになる。更に銅器物の方である

表 12 安永元(1772)年～6年 銅器物輸出状況

	安永元	同 2	同 3	同 4	同 5	同 6
銅 手 洗		67組と 1ツ		53組と 1ツ	80組	
銅 野 風 呂		6ツ	3ツ	16ツ	24	
銅 鍋		8ツ			41組	
薬 罐			20	16ツ	150	
あ ぶ り こ			20ヶ			
しゅうり卸			30	143枚		
灰 罐				160枚		
そ の 他		5,597斤		100斤	7,600斤	6,776斤

註) 単位は史料どおり、空欄は輸出なし。

典拠)『館守毎日記』(国立国会図書館所蔵宗家記録)

が、表11の合計の中で公貿易に必要なのは銅野風呂一と、銅手洗一組のみである。同年には朝鮮側役人に音物として贈られた銅器物があり、『館守毎日記』で明らかに限りでは、銅五勺入子手洗八組・銅五勺入子鍋七組のみである。⁽⁸³⁾つまりこの年にはかなり大量の銅器物が私貿易品として輸出されていたことがわかる（表12は当時の銅器物の輸出状況を示したものであるが、これによれば、毎年多くの銅器物が輸出されていたことがわかる）。

輸出銅の種類はほとんどの年で丁銅が最も多く、安永三年で全体の六七・二%、同五年で三一・九%を占めており、続いて看品銅でもある荒銅、その他古銅・延銅・棹銅・砂張銅と多様である。

（4）その他の輸出品について

『館守毎日記』における輸出品に関する記事は銅及び銅器物に限られ、他品については記載がなく不明である。勿論この当時の私貿易の輸出品の大半が銅であったことは前述の通りである。⁽⁸⁴⁾銅・銅器物の他にはどのような輸出品があったのであらうか。

先ず挙げられるのが公貿易で取り入れられた木綿（これが「公木」という）の再輸出である。公木の再輸出は近世前期からみられる現象で、貿易繁栄期には平均して

八割以上の六二三束程が輸出にまわされている。⁽⁸⁵⁾安永當時の公貿易の公木輸入量定額合計は一、一二〇束四五疋（五万六、〇四五疋・一束二五〇疋）である。この内四〇〇束（二万疋）が「換米の制」によって米に換えられるため（これを「公作米」という）、残りの七二一〇束四五疋（三万六〇四五疋）が年々取り入れられる訳である。ところが『館守毎日記』によつて明らかな公木輸入量は、安永四年に四五束（一、二五〇疋）・同七年に二五束（一、二五〇疋）・同八年に一束二〇疋（七〇疋）を示すのみである。安永四年について考えれば、差引き六七五束四五疋（三万三、七九五疋）、つまり全体の九三・八%が私貿易で再輸出されていたことになるのである。

その他の輸出品については、『朝鮮と貿易品御尋答書』

（杉村家文書。この史料の年代は不明だが、内容から安永五年当時のものと思われる）に「少利ニ不相絶交易仕見可申品々」として、黄連・陳皮・青皮・生平^カ・銅器物・塗器物・礪物類・硝子物・鏡・目鏡・紋紙・傘・砂糖・狸皮・久手母^カの十五品を挙げている。これによれば、銅器物など細物の他に塗器物・礪物（焼物）・硝子物・鏡類などの小間物・公貿易品でもある紋紙・長崎へもたらされる輸入品（あるいは琉球貿来品）の砂糖などがほそぼ

表 13 安永 5 (1776) 年輸入状況

出帆日	船名	輸入品・数量	積荷日	出帆日	船名	輸入品・数量	積荷日
1.13	佐須奈飛船	上々人参 53匁 別副人参 4斤144匁		8. 4	御米漕寿吉丸	御米 640俵 人参 16斤345匁 2分	8. 1
2.22	鰐浦飛船	白米 20俵	2.15	6	御米漕北野丸	御米?	5
	豊浦飛船				鰐浦飛船	朝鮮人書画入 1箱	
	御米漕平安丸	御米 681俵	3.11	14	御米漕神護丸	人参 5斤	13
3.18	御米漕神護丸	御米 516俵			御米漕布袋丸	御米 750俵	
		公木 5束			御米漕平安丸	御米 600俵	
		御物品々		19	佐須奈飛船	御米 500俵	18
4. 9	佐須奈飛船	人参 80匁	22	9. 5	佐須奈飛船	人参 3斤50匁	
13	御米漕北野丸	薬種?	22			人参 150匁	
25	御米漕任神丸	御米 700俵	22	6	御米漕任神丸	御米 686俵	9. 5
		人参 3斤80匁		20	佐須奈飛船 (市佐衛門船)	上々人参 10斤	
5. 3	御米漕壽吉丸	御米 600俵	5. 1		同(久右衛門船)	上々人参 10斤	
26	御米漕平安丸	御米?	?		同(源兵衛船)	上々人参 10斤	
		薬種?		10. 5	御米漕壽吉丸	上々人参 106匁 7分	
6.21	豊村飛船	人参 160匁			御米漕布袋丸	御米 525俵	10. 3
	佐須奈飛船 (久介船)	上々人参 1斤			御米漕北野丸	御米 575俵	
	同(佐十郎船)	朝鮮人書画入 1箱		11. 9	御米漕神護丸	薬種?	29
26	御米漕福聚丸	御献上人参 5斤	6. 3	12. 22	佐須奈飛船	御米?	12. 19
	御米漕神護丸	御米 881俵		23		人参 3斤173匁	
		御米 400俵	15			御服用上々人参 20匁	
		薬種?					
		大豆?					
		御米 300俵					
		薬種?					
		大豆?					
7. 5	御米漕任神丸	御米 711俵	29		朝鮮人書画入 御物品々	計 米 9,085俵 + α 大人 豆 参 ? (公貿易) 35斤182匁 2分 (私貿易) 36斤176匁 7分 (合計) 71斤361匁 9分 2箱	

註) 飛船の積荷日は不明。

典拠)『館守毎日記』(国立国会図書館所蔵宗家記録)

表 14 安永 7 (1778) 年 輸入状況

出帆日	船名	輸入品・数量	積荷日	出帆日	船名	輸入品・数量	積荷日
1. 3	佐須奈飛船	人参 1斤200匁 上々人参 33匁2分				公木 3束 黃芩 1,440斤 遠志 70斤 水牛角 200本	
6	御米漕任神丸	御米 700俵 寒塩鶴・鱈等	1. 3		御米漕布袋丸	御買米 250俵 大豆 30俵	
17	鰐浦飛船	御前御用白飴 3斤 御服用上々人参 20匁		10. 13	北野丸	御買米 600俵	9
2. 5	飛船	人参 12斤100匁 上々人参 20匁		11. 14	佐須奈飛船	上々人参 1斤	
		人参 12斤240匁			薬種漕幸福丸	丸鱈 3本	11. 9
13	御米漕平安丸	御米 330俵 上々人参 1斤	2. 8			青魚 10連	
4. 11	御米漕寿吉丸	御買米 300俵 薬種口々	4. 7他		薬種漕任吉丸	黃芩 1万4,880斤	
	御米漕北野丸	黃芩 2万4,356斤		26	御米漕平安丸	黃芩 1万5,040斤	23
5. 7	御米漕神護丸			12. 7	御米漕神護丸	御買米 640俵	
	御米漕任神丸	御買米 700俵	5. 6			御買米 700俵	12. 3
6. 4	御米漕平安丸	御買米 670俵 白木綿 20疋	26	11	権現丸	人参 50匁 寒塩鶴 10羽	
		白布 20疋				黃芩 1万2,800斤	9
17	御米漕福聚丸	御買米 500俵 水牛角 500本	6. 15	22	御米漕福寿丸	丸鱈 15本	
29	御米漕寿吉丸	御買米 620俵 水牛角 250本	25		(飛船3艘)	青魚 10連	
						御買米 700俵	21
						公木 20束	
						人参 1斤107匁	

註) 典拠) 表13に同じ。

そと輸出されていたことがわかる。

『館守毎日記』には倭館を出帆する船の積荷を記して

いる部分がある。しかし、これとても全ての館守が記載している訳ではなく、当時は安永五（一七七六）・同七年の日記の記載が整っており、特に七年の日記は詳細

表 15 安永 4 (1775) 年～天明 2 (1782) 年人参輸入量

	公貿易分	私貿易分	合計
安永 4	22斤736匁 6 分	67斤741匁	90斤477匁 6 分
5	35斤182匁 2 分	36斤179匁 7 分	71斤361匁 9 分
6	23斤365匁 1 分	52斤132匁	75斤497匁 1 分
7	29斤967匁	3斤153匁 2 分	33斤120匁 2 分
8	47斤987匁 2 分	3斤	50斤987匁 2 分
9	?	?	?
天明元	16斤225匁 +α*1	?	16斤225匁 +α*1
2	67斤695匁 4 分	4斤80匁	71斤775匁 4 分
合計	226斤933匁 5 分*2		
年平均	37斤822匁 3 分*2		

典拠)『館守毎日記』(国立国会図書館所蔵宗家記録)

註) ?は記録不備で不明、*1天明元年は1月～7月分が記録不備により不明。

*2安永9・天明元年を除いて計算。

である。この積荷が朝鮮からの輸入品になる訳である。(若干の倭館消費分は差し引かれている)。

先ず表13によつて安永五年の輸入品について検討してみたい。輸入品合計の中で御買米・大豆は公貿易によるものであるから除外するとして、人参・薬種・朝鮮人書画入二箱「御物品々」が私貿易に関わる輸入品である。

この年の私貿易による輸入人参量は三六斤一七九匁七分であることがわかる。表15によつて当時の人参輸入量をみると、公貿易では安永四・六・七・天明元年が定額(三〇斤一四〇匁以上)を下回つてゐるが、平均輸入量が三七斤八二三匁三分を示しているため、当時公貿易による人参の輸入は比較的順調であつたと判断できる。私貿易では安永四(六七斤余)・同五(三六斤余)・同六年(五二斤余)は、繁榮期に比し桁はずれに少ないが公貿易以上の輸入高を示している。しかし安永七・八年はともに三斤余とわずかであることがわかる。朝鮮人書画の輸入は文化交流上興味深い。「御物品々」とは内容は不明だが(公貿易品も含むかも知れない)、雑多な様々な輸入品と思われる。

問題は薬種であるが、品名・数量の記載がなく、詳しく述べわからない。しかし四月十三日・五月二六日・六月二

六日・十一月九日と計五艘の御米漕船で運ばれており（内四月十三日出帆の北野丸は薬種のみを運んでいる）、かなりの量が輸出されたと推測できる。この薬種については、安永七年の『館守毎日記』では詳細にわかる。表14によると、薬種は黃芩・黃芪・遠志の三品があり（入参も無論薬種であるが特別扱い）、合計で十萬六、三〇六斤と実に大量に輸入されており、特に黃芩（解熱剤・下痢止め）は十萬五、二三六斤と全薬種輸入量の九九%を占め、数量的には黃芩一辺倒であつたことがわかる。更に七月九日出帆の御米漕神護丸は「薬種為中漕」という扱いになつてゐるし、また十一月十四日出帆の幸福丸・住吉丸は「薬種漕」船と、薬種を専門に運搬する大船を仕立ててゐることがわかり、當時対馬藩がいかに薬種貿易に力を入れていたかが窺える。またこの年の輸入品合計の中で御買米・白木綿・白布・公木・大豆・人參二九斤余は公貿易によるものである。つまりこの年の私貿易輸入品の大半が薬種であり、その中でも黃芩が大部分を占めていたのである。それではいつ頃からこのようない大量の薬種が輸入されるようになつたのであろうか。前述の宝暦元（一七五一）年の『通航一覽』の記事に「藥材三万斤」とあるところから、宝暦年間當時、三

万斤程度を最大値とする輸入量があつたかも知れない。ところで前述の銅出門に関する「新法」の目的の一つは薬種調達の価値を薬種調方が円滑に出門輸出できるようすることにあると考えられる。とすれば、薬種の輸入が大量になり私貿易輸入量の多くを占めるようになったのも、この「新法」制定の明和三（一七六六）年頃ではないかと推測できる。更に薬種調方はこれ以後『館守毎日記』などに散見する「薬種方」を指すと考えられ、薬種方設置もこの時期に遡ることができるのではなかろうか。以後黃芩の輸入は天明七（一七八七）年に五万斤⁸⁹・天保初年に四万六、八〇〇斤⁹⁰・弘化元（一八四四）年に三万三、〇四〇斤・同一年に二万三、六八〇斤⁹¹・明治初年に一万斤⁹²と次第に減つてはいくが、後述の煎海鼠同様、この後日朝私貿易の重要な輸入品の一つになつてゐる。

安永七年の輸入品目の中で注目に値するのが水牛角一、〇五〇本である。水牛角は長崎除物で輸出品であるが、當時長崎への貿来も減少し、品質も悪化していたため、不良品などのため朝鮮側が受け取りを拒否し、対馬へ送り返されたのではないだろうか。

統的に取り入れられている品として、繻子・段子・錦織・羊皮・生糸・参葉・牛黃・黃芩・黃芩・五味子・山茱萸・虎胆・大麦・大豆・小豆・煎海鼠・布苔が挙げられている。これによれば依然、反物・生糸が含まれているし、薬種の外羊皮・大麦・大小豆・煎海鼠・布苔⁽⁹³⁾が輸入されていたことがわかる。

中でも煎海鼠は重要な輸入品である。俵物は対馬島付

近でも生産されており、長崎で売却され、更に中国へ輸出されていた。宝暦十三（一七六三）年に対馬藩は煎海鼠による水牛角の買入れを長崎奉行へ願い出ているが、その時朝鮮煎海鼠一万五、〇〇〇斤の輸入をはかったが不成功に終わっている。ところが銅出門に関する「新法」に「煎海鼠代ニ相渡候銅共調役并請負之者、銅請取方右同様ニ被仰付候」とあり、これは明和初期に朝鮮煎海鼠の輸入がにわかに盛んになってきたことを示唆している。⁽⁹⁵⁾ この輸入煎海鼠はいつ頃からか長崎除物の代価の一つ（他に対馬産俵物、不足分は銀で支払う）になり、また小川国治氏によれば、安永五年以降朝鮮煎海鼠三、〇〇〇斤が水牛角六五〇本の代価として長崎会所へ送られることになったという。安永年間の煎海鼠の輸入は順調だったようで、安永九年には四万三〇六斤七合・天明元年にはそれが定着していったといえるのである。

（一七八一）年には三万七、七五八斤五合が長崎へ廻送されている。⁽⁹⁷⁾ 以後朝鮮煎海鼠の輸入は続けられ、天明七年に一万一、〇〇〇斤・天保初年に二万斤・弘化元年に七、一六三斤・同二年に一万八、六五三斤五合五勺・明治初年に三万斤とかなり順調に輸入され、重要な輸入品になつていつたことがわかる（安永五・七年に輸入があつたのかは『館守毎日記』では不明である）。

表16は一年間に銅十万斤（調達許可額）がどのような用途で輸出され、それによつて何が輸入されていたかをまとめたものである。内容は安永から天明初年頃と思われる。但しこの銅その他の数値は貿易の実績を表わしているのではなく、目標あるいは目安である。しかしこれによつても輸入品は煎海鼠・人参・黃芩以下の薬種・黃糸・牛角であることがわかる。

以上、私貿易は輸出品では宝暦初年に銀から銅へ完全に移行し、輸入品についても明和初年頃から従来の白糸・反物・大量の人参を取り寄せる 것을断念し、薬種（黃芩中心）・煎海鼠・若干の人参（天明七年で銅四万斤で一四斤八合を輸入しており、数量は若干とはいえ、代価は非常に高かつた）へと変質して行き、安永・天明年間頃にはそれが定着していつたといえるのである。

さて天明元年十一月の訓導韓士敏・別差金仲厚らによる真文⁽⁹⁹⁾に次の興味深い記述がある。

貴國之懇托鳩聚^(次字) 国内人參三四十斤年^{ママ}入送則其代以鐵物換出而一年所出藥材与牛毛等物至於七八万斤之多亦當申飭商壳連續入送矣依人參代換銅之例定式出給則右項三種並為連續入送計料幸須

諒處也此事十分相議之際時月自爾遲延不勝悚歎

内容を要約すれば「貴國（対馬藩）が要請のため、人參を取り集め三〇斤か四〇斤は年々輸出するから、その代価銅（鐵物）を送つてほしい。また一か年に薬種・布苔（牛毛）の輸出は七・八万斤程にもなつてゐる。商人たちにもきちんと相談し、今後とも連續するようにしていい。人參代価銅のように定式をたてて銅を送つてくれれば、人參・薬種・布苔ともに入送の工面をしよう」といふものである。この真文にもみられるように、明和初年から対馬藩及び朝鮮側役人（主に東萊府の役人）双方によつて、数量が減り利益も薄くなつた私貿易の打開が試みられ、双方が双方の要請に可能な限り答えていくという努力によつて私貿易は変質を遂げていつたのである。しかしこの変質は、「知行」として繰り込まれた以上、私貿易の立て直しに全力を傾注せざるを得なかつた対馬

表 16 輸出銅10万斤内訳

銅	用	途
2万7,900斤	年々約定看品銅之分	
6,500斤	鐵(錫)1万5,613斤半代銅	公貿易
4,428斤	彼国之役人江遣銀特鑄銀10貫636匁5分代銅	
2万 斤	煎海鼠1万5,000斤仕入代	
1万7,500斤	獻上人參他仕入代	
2万3,672斤	黃芩・五味子・遠志・黃芪・牛角・黃糸等調達	
10万 斤		

典拠)『銅一段ニ付而之書立』(国立国会図書館所蔵宗家記録)

藩の利益追求と、朝鮮側の訳官・商人らの利益とが合致して初めて可能となつたのである。またその交渉の基盤にはあくまで「誠信」の旨を守ろうとする近世日朝外交関係が存在していた。

結語

以上述べてきたことをまとめてみたい。

正徳年間に人参・白糸の輸入がかけりを見せはじめ、元文年間以降には銀輸出の停滞、それにかわるべき銅調達の不振も手伝い、私貿易は急速に悪化する。それに伴つて藩財政は悪化し、幕府からの拝借・拝領金下賜も度重なつていった。宝暦・明和年間には、日朝両国の産業構造の変化に伴い、最早從来の輸出入品では私貿易を存続することは不可能になってしまった。

対馬藩にとって私貿易は「知行」の一部であり、その衰退は「知行」の減少に等しい。藩当局はその打開に全効力を傾注した。

輸出品に関しては銅が銀にとってかわり、以後輸出の中心となつた。更に輸入品は倭館における銅輸出に関する「新法」が制定された明和初年頃から急速にその様相を変えはじめ、從来の人参・白糸中心から、新たに薬種

(黄芩中心)・煎海鼠中心に変質していくのである。

対馬藩が幕府から私貿易「断絶」を理由に永続御手当金一万二、〇〇〇両を受けた安永五(一七七六)年当時は私貿易の変質が定着した頃であった。変質した私貿易は安永年間にもかなりの規模で行われていたとはいえ、決して藩の財源不足を補いきれるものではなかつた。つまり、私貿易「断絶」の案出は私貿易変質後も不足する藩財政の一助たるべく、幕府からの多額の永続的援助を期待した、対馬藩当局の苦肉の策ともいふべき、全くの虚構だったのである。

註

- (1) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社)の一部・「対馬藩の朝鮮輸出銅調達について」(『朝鮮学報』六六輯)・鶴田啓「天保期の対馬藩財政と日朝貿易」(『論集きんせい』八号)など。その他小川国治「対馬藩」(『江戸幕府輸出海産物の研究』吉川弘文館所収)・森山恒雄「対馬藩」(『長崎県史藩政編』吉川弘文館所収)などがある。

- (2) 詳細は田代前掲書参照。輸出品は丁銀中心。(銅も年間最大で一四三万六、〇〇〇斤)。輸入品は人参・中国産の生糸、絹織物が中心。丁銀・生糸は長崎貿易以上の多額の量が取引された。この他毎年定品・定額の封進・公

貿易（本稿では公貿易と総称）があった。

(3) 『宗猪三郎身代柄之次第代々念願之趣奉申上候書付』

(慶応義塾大学図書館所蔵宗家記録。以下『猪三郎書付』と略称)。

(4) 釜山の北東にあり、対日外交・貿易を管掌する朝鮮政

府の機關。府史が長官。

(5) 『朝鮮通交大紀』(田中健夫・田代和生校訂名著出版)

三〇二頁・『通航一覽』刊本卷百三十、五一八一五二九頁。

(6) 人参の輸入は貞享元(一六八四)～元禄六(一六九三)

年平均で年間一、六二二斤余・宝永元(一七〇四)～正徳

二(一七一三)年で八三〇斤余。田代前掲書二八八頁。

(7) 『朝鮮交易断絶ニ付唐紅毛商売方対州役人江伝達仕候

趣申上候書付』(国立国会図書館所蔵宗家記録。以下『唐

紅毛商売方伝達書付』と略称)。

(8) 田代前掲書三二五頁。

(9) 註(80)参照。

(10) 『館守毎日記』(国立国会図書館所蔵宗家記録)。

(11) 『猪三郎書付』。

(12) 鶴田啓「一八世紀後半の幕府・対馬藩関係」(朝鮮史研究会二二回報告・於明治大学・一九八五年十月二十日)。

(13) 『唐紅毛商賣方伝達書付』。尚この積書によれば輸入品

は白糸・人参・段子・縮緬・繻子が、輸出品は銀・錫・^{マダ}鎰鉢・水牛角・明礬・胡椒・銅・点皮・狐皮・鏡が挙げ

られており、旧来の輸出入品による貿易が行っていたことがわかる。

(14) 以下輸出銀については田代前掲書二六九一一七二頁に詳しい。

(15) 田代前掲書二六七頁。

(16) 刊本卷百三十・五三四一五三五頁。

(17) この史料の和解(和文)には四〇〇斤、代銀二〇〇貫

目とある。

(18) 宝永五(一七〇八)年の白糸輸入高は二万八四四斤、

同六年一万五、一一三斤、同七年に五、六七八斤である。

(田代前掲書二八一頁)。また中国船の生糸輸入高は元文二(一七三八)年に八四九斤、同三年に四、四九九斤である(山脇悌一郎『長崎の唐人貿易』吉川弘文館、二二九頁)。

(19) 田代「対馬藩の朝鮮輸出銅調達について」一八三頁。

(20) 朝貢使送船の使節に対する朝鮮側の接宴。

(21) 東萊府の役人である任官(訓導・別差の総称)のこと。詳しくは金義煥「釜山倭館の職官構成とその機能について」(『朝鮮学報』一〇八輯)参照。

(22) 『館守毎日記』九月一四日条。

(23) 右同九月四日条。

(24) 田代前掲書三二四頁。

(25) 鶴田前掲報告。尚押領金は下賜に相当し返済の必要はないが、押借金には年限に返済の義務があった。荒野泰

典「大君外交体制の確立」(『講座日本近世史2鎖国』)有斐閣所収)二〇九—二一〇頁にも詳しい。

(26) 『猪三郎書付』。

(27) 『御触書天明集成』(岩波書店)二六四九。尚明和四年にも「勝手向連年困窮」を理由に金一万五、〇〇〇両を受けている(同二六二九)。

(28) 右同二六五四。

(29) 対馬藩の輸出銅調達許可高は享保年間に十万斤に限定された(田代前掲論文一六五一—六九頁)。

(30) 永積洋子「大坂銅座」(『日本産業史大系6近畿地方篇』東京大学出版会)四一三頁。

(31) 延享元(一七四四)年から明和期銅座設置に至る一一

年間は銅座支配を離れ、自由な取引が行われていた。宝暦十三年から明和二年の三年間で対馬藩は年平均一六万斤余の銅を調達ないし輸出していた。しかしこれらの銅買入者は御用商人酢屋孫四郎や梅野勘助らの銅代価その他貿易に関する融資によつて成り立っていた(田代前掲論文一七三一一八三頁)。

(32) 『猪三郎書付』。

(33) 典拠は①『猪三郎書付』・『天明元年十一月真文』(慶應義塾大学図書館所蔵宗家記録)、②『猪三郎書付』、③『天明元年十一月真文』『公儀押借金并銅代金上納差延願』(長崎県下県郡原町、松村泰岳氏所蔵、杉村家文書)、尚、杉村家文書は国士館大学図書館所蔵のマイクロフィ

近世後期対馬藩日朝貿易の展開

ルムからの焼付を利用。史料名は田代和生編『対馬古文書目録』(『対馬風土記』第一二号別冊)による。④『猪三郎書付』・『天明元年十一月真文』・『私貿易断絶之真文和解』(杉村家文書)・『私貿易取開ニ関する覚書扣』(同上)、⑤『私貿易断絶之真文和解』、⑥『猪三郎書付』、

⑦『天明元年十一月真文』など。

(34) 「なぜ朝鮮通信使は廃止されたか」(『歴史評論』三五五号)一一一十五頁。

(35) この人参を被執という。日本側が銀を朝鮮側商人に前貸として人参を購入する形態がとられた。肅宗三七(正徳元・一七一一)年には毎年の被執額は七〇〇斤と定められた。

(36) 体参は上等人参、尾参は人参の小根。

(37) 『館守毎日記』には、前年・前々年の単参が遅滞して取り入れられている記事が散見する。

(38) 典拠は①②④『唐紅毛商売方伝達書付』、②③は本文参照。

(39) 土井作治「近世日本における技術の発展」(『講座日本歴史6・近世2』東京大学出版会)一一二頁。尚貞享二

年の対馬藩による輸入白糸斤数は六万二、九八九斤(田代前掲書二八一頁)、中国船輸入生糸は元禄元(一六八八)年で四万五二〇斤(山脇悌二郎前掲書二二九頁)。

(40) 土井前掲論文一二三頁。

(41) 『唐紅毛商売方伝達書付』。

(42) 山脇前掲書二二九一二三〇頁。

(43) 『通航一覽』刊本卷之百三十一、五四一一八八三頁。

(44) 『館守毎日記』明和七年六月十五日条に「水牛角之儀、

是迄入津之唐船ニも貿来無之……、是迄去年条角看品不
相済候得者、究而外向々嚴鋪催促申掛、必至与諸入送物
相拒候様可押移与被思召候……」とあり、中国、オラン
ダ船による貿来がなく、去年以来角看品（公貿易に伴う

水牛角の荷見せ検査）も行えず、水牛角は私貿易分はお
ろか公貿易分にもこと欠く状態であった。六月十五日の
訓導との話し合いにおいて、対馬藩は貿来の途絶えた水

牛角を銅などに振り替えることを提案しているが、凡半
世紀後の天保七（一八三六）年からは延銅三、〇〇〇斤

に振りかえられている（『朝鮮渡銅御願記録』・『當時公
貿易并朝鮮御商売御利潤銀凡考之積書』国立国会図書館

所蔵宗家記録）。

(45) 『御解書天明集成』二七一四。

(46) 同二七一五。

(47) 同二六四九。

(48) 鶴田前掲報告。

(49) 『御解書天明集成』二七〇四。

(50) 荒野前掲論文二二二頁。

(51) ここでいう眞文は朝鮮政府による公文書ではなく、訳
官などによる私的文章。

(52) 家老杉村直記が中心。當時杉村は藩政をほぼ専断して

いたという（森山恒雄「対馬藩」一〇四七一〇四八
頁）。

(53) 鶴田前掲報告。

(54) 幕府は安永四年十一月十二日に、交易取開のための使
者の引揚を許可し、同閏十二月までに使者は対馬へ帰島
している（『公義被仰上』慶應義塾大学図書館所蔵宗家
記録）。

(55) 『御解書天明集成』二七一三。

(56) 荒野氏はこれをもって私貿易の「禁止」とされている。
(荒野前掲書二二三頁)。

(57) 長崎対馬藩邸において長崎聞役が買付に当つた。

(58) 『公義被仰上』。

(59) 『朝鮮渡銅御願記録』。

(60) 右同。

(61) 米穀・木綿は實際は公貿易輸入定品であり、銅七万斤
によつて輸入されるものではない。

(62) 田代前掲書三五一—三五三頁。

(63) 右同三五二—三五三頁。

(64) 田代前掲論文一六五一—六九頁・『朝鮮渡銅御願記
録』。以後やや変遷がある。図1参照。

(65) 後の輸出銅調達許可を願う願書をみていくと、「公貿
易定数之分」三万斤・「年々約条之分」七万斤の表現が
次第にエスカレートしていくことがわかる。つまり「対
州々年々朝鮮江差渡候約条銅拾万斤」（天明二・一七八

二年)「拾万斤の銅……者朝鮮國江約条ニ而定式之所遣仕候音物之内ニ差渡、彼國より茂夫ニ隨返物有之、其諸品を以勝手向繰合之土台与仕候儀ニ御座候」(文化十一・一八一四年)と表現が變つて行き、ついに文政十二(一八二九年)には「公貿易銅十万斤」と申し立てているありますである(『朝鮮渡銅御願記録』)。

(66)『公義被仰上』。

(67)右同。

(68)三年に一度、四五か月在府。尚『前近代對外關係史の総合的研究』(東京大学史料編纂所)一一一頁、一二〇一三七頁・『安永五年丙申九月廿二日御先手戸田五介様を以松平右京大夫様江御願済之被仰渡御書付写』(杉村家文書)参照。

(69)田代前掲論文一九二頁。森山前掲書一、〇五〇頁。

(70)『公義被仰上』。

(71)『御触書天明集成』二七一七。

(72)杉村家文書。

(73)『公義押借金上納差延願』(杉村家文書)。

(74)『御触書天明集成』二七五六。

(75)『御古押借金棄捐依御願五ヶ年御上納御差延蒙仰候付為御賞賜御麻上下一具御金武百両押領被仰付候御書付』(杉村家文書)。

(76)『古押借御金御上納御宥免筋御願立ニ付御身代之姿松平越中守様江被及御内意候記録』(慶應義塾大学図書館)

所藏宗家記録)による。これによれば文化十四(一八一七年)まで返納宥免が行われていることがわかる。

(77)森山前掲書一〇四九頁。

(78)『先年朝鮮交易銀御借用之處當時御返済高等之儀御尋有之就右御答仕候所御聞通拾ヶ年不及御返済且追而御返済等被仰達候記録』(国立国会図書館所藏宗家記録)。

(79)田代前掲書二〇六頁。

(80)倭館内開市大序で三と八のつく日に月六回開かれる。

但し正月三日は不開催。その他倭館に貿易品の入荷がある時は別開市(別市)が開かれた。私貿易はこの市において取引が行われた。更に銅・水牛角の荷見せ検査の時看品市を開く場合があった。尚本稿において開市率とは開市率+別市率⁷¹×100で計算している。

(81)代官は主に貿易の売買交渉・決済など経済面を担当した(田代前掲書一八九頁)。「別方」は別代官を指し、私貿易を支配した。これは安永六(一七七七)年には参定官と改名された(田代同一九二一二九七頁参照)。

(82)この前に御代官方から銅等の出門の申出が館守へ伝えられ、館守がその旨を手紙で別方御徒士目付中へ申達して、最終的に出門となる。

(83)三月七日条。^(安永三・四)午未両年にかけ東西館大修理の褒美として監董官らに送られたもの。

(84)天保初年・弘化初年の私貿易輸出品は銅のみである。

時公貿易并朝鮮御商売御利潤銀凡考之積帳』。

(85) 田代前掲書二七六一二七八頁。

(86) 『朝鮮國和館并對州改所・差置候人數扶持合力銀且ハ送使差渡候付諸色入目積』(国立国会図書館所蔵宗家記録)。

(87) 紋紙はこの當時公貿易で三〇〇枚が毎年輸出されている((86)に同じ)。

(88) 米は倭館・船内消費分を除き、残一〇、〇五六俵三斗三夕九才が毎年公貿易によって輸出されることになつていた(田代前掲書一五四一一五五頁)。表17は当時の米輸入量を示しており、年平均で一、七〇〇俵余定額を下廻つてゐることがわかる。

表17 安永4(1735)年～天明2(1782)年米輸入量

	米輸入量
安永 4	10,602俵
5	9,085 + α
6	5,510
7	11,335
8	5,277
9	?
天明元	4,040 ^{*1}
2	8,397
合 計	54,246俵
年平均	^{*2} 8,368俵

註)*1 1月～7月記録不備により不明。

*2 天明元年を除いて計算。

鼠についても同様。

(92) 『御私貿易御利潤積』(慶應義塾大学図書館所蔵宗家記録)。煎海鼠についても同様。

(93) 布苔は(92)の史料では四十万斤と大量に輸入されている。この頃『館守毎日記』に布苔積込の記事が時折みられるため、安永当時から輸入が盛んになつてきたと思われる。

(94) 小川国治「対馬藩」二〇〇頁。

(95) 『館守毎日記』明和五年十二月三日条に、「順市丸明日りこ荷拵被申付候段相届」とある。

(96) 小川「対馬藩」一九九一一〇〇頁。

(97) 森山前掲書一、〇四一頁。

(98) 同一、〇五五頁。

(99) 慶應義塾大学図書館所蔵宗家記録。

(本稿作製にあたつて、田代和生先生の御指導・御教示を賜つた。)

(89) 森山前掲書一、〇五五頁。煎海鼠についても同様。

(90) 鶴田前掲論文七三頁。煎海鼠についても同様。

(91) 『當時公貿易并朝鮮御商売御利潤銀凡考之積帳』。煎海